

令和2年度 第12回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和2年10月22日（木） 午後2時 開議

城辺庁舎2階 会議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和2年度第10回臨時会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（令和2年度第11回定例会）
- 日程第4 報 告 教育長報告
- 日程第5 議案第29号 宮古島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正について
- 日程第6 議案第30号 宮古島市文化ホール条例施行規則の一部改正について
- 日程第7 議案第31号 宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の一部改正について
- 日程第8 議案第32号 宮古島市小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正について
- 日程第9 議案第33号 宮古島市立学校職員服務規程の一部改正について
- 日程第10 議案第34号 宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関する規則の一部改正について
- 日程第11 報告第6号 臨時代理処分の承認について（公立学校管理職途中人事異動の内申について）
- 日程第12 そ の 他

議案第29号

宮古島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年10月22日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

業務の効率化のため、学校車の車検に係る事務を校長へ委任するには、規程を改正する必要があるので、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令

宮古島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「予算の10万円未満の支出を負担する行為」を「予算執行（1件10万円未満に限る。ただし、学校車の車検に係る予算執行については、この限りでない。）に関する事務」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第30号

宮古島市文化ホール条例施行規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年10月22日提出

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市文化ホールの利用に係る事務を円滑に処理するためには、様式の変更や追加の必要があるので、本案を提案します。

別紙

宮古島市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

宮古島市文化ホール条例施行規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「者は、」の次に「文化ホール」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 教育長は、前項の申請があった場合はこれを速やかに審査し、その結果を文化ホール使用料還付申請に関する通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

第16条中「13」を「14」に改める。

別表中「クノセンピンスポットライト」を「クセノンピンスポットライト」に改める。

様式第1号中 「

納入番号	—
------	---

」を削り、

「電話番号」を 「電話番号
メールアドレス」 に改め、

「

使 用 料	超 過 料	減 免 料 金	合 計 額
受 付 月 日	月 日	許 可 月 日	月 日
館 長	補 佐	係 長	係 交 付

を

」

受 付 月 日		月 日		受 付 番 号		—	
ホ ー ル 使 用 料		附 属 設 備 使 用 料		減 免 料 金		合 計 額	
円		円		円		円	
館 長	補 佐	係 長	係				

」

に改める。

第2号様式中「第2号様式」を「様式第2号」に改め、

クノセンピンスポットライト (2kw)	台	1,010	
クノセンピンスポットライト (2kw)	台	1,010	

を

」

クセノンピンスポットライト (2kw)	台	1,010	
---------------------	---	-------	--

に改める。

」

第4号様式中「第4号様式」を「様式第4号」に改め、

クノセンピンスポットライト (2kw)	台	1,010	
クノセンピンスポットライト (2kw)	台	1,010	

を

」

クセノンピンスポットライト (2kw)	台	1,010	
---------------------	---	-------	--

に改める。

」

様式第12号中

還付額	既納の 使用料	還付 割合	還付 額	備考
	円	割	円	
上記のとおり使用料を還付します。				
年 月 日				
宮古島市教育委員会 教育長				
				印

を

」

館長	補佐	係長	係	

に改める。

様式第13号を様式第14号とし、様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第13号(第12条関係)

文化ホール使用料還付申請に関する通知書	
年 月 日	
住 所	
団 体 名	
代表者名	様
電 話	
宮古島市教育委員会 教育長 (印)	
年 月 日に申請のあった文化ホール使用料還付申請について、次のとおり通知します。	
還 付 申 請 額	円
還 付 決 定 額	円
理 由 等	
備 考	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第31号

宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年10月22日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

令和3年4月1日の城東中学校の開校に伴い、スクールバスの運行の対象行政区域を改正する必要があるため。また、結の橋学園の対象行政区域で追加が必要な行政区があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則（平成30年宮古島市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

結の橋学園	伊良部 仲地 国仲 長浜 佐和田
-------	------------------

」を

「

伊良部島小学校	伊良部 仲地 国仲 長浜 佐和田
伊良部島中学校	サシバの里
城東中学校	保良 七又 吉野 新城 皆福 福東 福中 福西 福北 福南 西東 仲原 加治道 下北 下南 砂川 友利

」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第32号

宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年10月22日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

城東中学校の開校に伴い、西城中学校、城辺中学校、福嶺中学校、砂川中学校の通学区域を変更する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を
改正する規則

宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則（平成17年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

西城中学校	西城小学校区域と同一区域とする。
城辺中学校	城辺小学校区域と同一区域とする。
福嶺中学校	福嶺小学校区域と同一区域とする。
砂川中学校	砂川小学校区域と同一区域とする。

を

城東中学校	西城小学校区域、城辺小学校区域、福嶺小学校区域、砂川小学校区域を併せた区域とする。
-------	---

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第33号

宮古島市立学校職員服務規程の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年10月22日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

校務支援システムに出退勤システムを追加し運用するにあたり、宮古島市
学校職員服務規程の一部を改正する必要があるので、本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

宮古島市立学校職員服務規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「押印」の次に「又は出退勤管理システムに記録」を加え、同条第2項中「出勤簿に記載」の次に「又は出退勤管理システムに記録」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第34号

宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関する規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年10月22日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

幼稚園で実施している業務（研究指定校事業及び宮古島市学力向上推進事業）の支出権限について、補助執行事務内容を整理し明確化する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関する規則の一部を
改正する規則

宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関する規則（平成29年宮
古島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「その他幼稚園に関すること」の次に「（研究指定校事業及び宮古島
市学力向上推進事業に関するものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告第6号

臨時代理処分の承認について（公立学校管理職途中人事異動の内申について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和2年10月22日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博